

計画策定の経過

年月日	内容
令和 5 年 10 月 13 日～27 日	令和 5 年度第 4 回岐阜市市政モニター 「ぎふ CITY ウォッチャーズ」
令和 5 年 10 月 25 日～ 11 月 30 日	外国人市民へのアンケート調査
令和 5 年 12 月 5 日～24 日	令和 5 年度第 1 回外国人市民の意見反映事業
令和 6 年 2 月 16 日	令和 5 年度第 3 回岐阜市多文化共生推進会議 外国人市民へのアンケート調査の結果について
令和 6 年 5 月 17 日～ 6 月 2 日	日本語ボランティア教室に対するヒアリング調査
令和 6 年 5 月 28 日	岐阜市立女子短期大学学生からの意見聴取
令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年度第 1 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－骨子（案）の審議
令和 6 年 8 月 21 日～ 9 月 5 日	日本語学校に対するヒアリング調査
令和 6 年 10 月 17 日～ 11 月 5 日	自治会連合会に対するヒアリング調査
令和 6 年 11 月 13 日	令和 6 年度第 2 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－（案）の審議
令和 6 年 12 月 13 日～ 令和 7 年 1 月 14 日	パブリックコメントの実施
令和 7 年 2 月 17 日	令和 6 年度第 3 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－（案）の審議

岐阜市多文化共生推進会議規則

令和3年3月30日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人で構成するコミュニティ団体が推薦する者
- (3) 多文化共生活動に関わる団体等が推薦する者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見

を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部国際課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

多文化共生推進リーダー設置要領

決 裁 平成27年6月1日

決 裁 平成28年5月16日

決 裁 平成31年3月29日

決 裁 令和3年3月25日

(設置)

第1条 岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として、多文化共生推進リーダーを設置する。

(所掌事務)

第2条 多文化共生推進リーダーは次の事務を所掌する。

- (1) 部内における多文化共生推進意識の共有化に関すること。
- (2) 部内における多文化共生推進に関する調整及び取りまとめに関すること。
- (3) 部内における多文化共生推進事業の支援、育成及び関係部局との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の多文化共生推進に関すること。

(選任方法)

第3条 多文化共生推進リーダーは、別表に掲げる課の所属長が所属職員のうち1人を指名する。

(任期)

第4条 多文化共生推進リーダーの任期は、選任された年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 多文化共生推進リーダーがその在任中に人事異動等により現所属部を離れる場合は、前条の選任方法により後任者を指名する。

(事務局)

第5条 多文化共生推進リーダーに関する事務を所管する事務局は、ぎふ魅力づくり推進部国際課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、多文化共生推進リーダーの業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部総合政策課 市長公室秘書課 財政部財政課 財政部税制課 行政部行政課 ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課 経済部経済政策課 市民生活部市民生活政策課 福祉部福祉政策課 子ども未来部子ども政策課 保健衛生部保健衛生政策課 市民病院事務局病院政策課 環境部環境政策課 都市防災部都市防災政策課 消防本部消防総務課 まちづくり推進部まちづくり推進政策課 都市建設部都市建設政策課 基盤整備部基盤整備政策課 上下水道事業部上下水道事業政策課 市民協働推進部市民協働推進政策課 薬科大学事務局庶務会計課 女子短期大学事務局総務管理課 教育委員会事務局教育政策課

岐阜市多文化共生推進基本計画
－たぶんかマスタープラン2025～2029－

令和7（2025）年3月

発行 岐阜市

編集 ぎふ魅力づくり推進部国際課

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-6125

FAX 058-214-2224

※表紙の岐阜市多文化共生シンボルマークの使用については、
岐阜市国際課のホームページをご覧ください。